

「片瀬海岸3丁目9番先における津波避難施設整備事業説明会」
議事概要

日時 2023年12月23日(土) 午前10:00～11:40
場所 片瀬しおさいセンター 1階体育室
説明者側出席者 藤沢市防災安全部長
防災政策課 6人
公共建築課 2人
片瀬市民センター 2人
神奈川県河港課 2人
危機管理防災課 2人
株式会社土屋建築研究所 2人 計17人
参加者(市民) 14人

開会の挨拶

(藤沢市：進行)

説明会の開催にあたり、配布資料の確認をおこなった。

次に、記録のために写真撮影及び、録音をする旨の案内と、説明会終了後に受付票記入のご協力をお願いし、出席者の了承をいただいた。

続いて、本説明会の参加機関の紹介をおこなった。

1 説明

(神奈川県河港課)

資料1の内容について説明。

(藤沢市防災政策課)

資料2-1、資料2-2の内容について説明。

(藤沢市公共建築課)

資料2-3、資料2-4の内容について説明。

(藤沢市防災政策課)

参考資料の内容について説明。

(藤沢市防災政策課・公共建築課)

資料3の内容について説明。

2 質問

(藤沢市：進行)

まず本説明会を円滑に進行するために、皆様と共通認識を持ちたいと考えて

いる。そのために、本事業の根幹になる部分として、2点質問をしたい。

まず1点、本事業における陳情の中で、浸水深について、神奈川県を担当から「津波が暴れて収まったときの浸水深。がれき、石、水、砂が蓄積した数値である」というような説明があったと発言があったが、この認識について間違いがないか確認をしたい。

(神奈川県河港課)

先ほど説明したとおり、浸水深は津波の浸水深が最大となったところをとっており、収まったところとっているものではない。

県に来られて説明した際に、流速がほとんどなくなり、基準水位と浸水深が近いというような説明をしたため、そのあたりを勘違いされたのかと思う。

(藤沢市：進行)

ありがとうございます。この認識には誤りがあったということになるかと思う。

2点目、津波の高さについて、こちらも共通の認識を持ちたいと思っている。神奈川県の方で津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書を公表している中で、法に基づく水位で、津波発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものが基準水位というように書かれており、10メートルメッシュで示されていると思うが、いわゆるこれが一般的な押し寄せる津波の高さという認識でよいか。

(神奈川県河港課)

浸水深にプラスせき上げされたものであるため、避難施設を考えるうえで、避難上有効な高さだと考えている。

(藤沢市：進行)

ありがとうございます。このあとの質疑等も踏まえて、円滑に進めるために根幹となる質問をこちらから2点させていただいた。

改めて質疑応答にうつるが、丁寧にご説明をしたいと思っている。限られた時間ではあるが、挙手のうえ可能であればお名前を言っていただき、簡潔にご質問いただければと思う。

(市民A)

今日の説明を聞いて、1年以上前にやらなければならなかったことを今やっているような状況だと感じている。

それと、県と市が口裏合わせをして言葉が翻っていて、我々が県に行って聞いたのは何のためだったのか。

これまでもいろいろ質問したり、こういうものが欲しいと言っており、日影規制図も要望しているが一度も出されていない。

我々は素人だから、県の説明にあった方程式などの細かなことはわからないし、プロセスも何も理解できない。これをもって説明したということでもいいのか。住民はテレビや新聞、ラジオなどの報道記事から不安感を持っていることに対して、今まで何も説明をしてこなかった。

我々が言っているのは、藤沢市の対応で市民を馬鹿にするのもいい加減にしろということである。住民をまるつきり外に置いている。質問にも答えず、会話もない。このことについて怒っている。一つ一つ方程式を出してとか、こういう問題ではない。我々は素人で、給料も自分で稼いでいる。税金でもらっているのと違う。それが一生懸命になっていることに対して、口裏あわせてそんなこと言っていないなんて冗談じゃない。6.5メートルに決めた際にも、それに対してどういう会話が合ったのか議事録を見せてほしい。住民が不安に思っていることに何も答えない一方的な押し方。答える機会も作らなかった。

(市民 B) (前の発言の途中で)

ちょっとよろしいでしょうか。

今の話について、一方的になぜそうなるのか意味が分からない。

(藤沢市：進行)

申し訳ありません。今質疑応答というところでご意見をいただいているところである。ご質問というのは、これまでの藤沢市が行ってきた事業についての説明ということでお答えさせていただければよいか。

(市民 A)

よい。説明が何もなかったので…

(藤沢市：進行)

わかりました。その点でこれまで藤沢市がやってきたことに対して、何をやってきたんだというご質問があったため、ご回答をさせていただく。

(藤沢市防災政策課)

今画面にも出させていただいているが、まず回覧、もしくはお知らせビラとして皆様にご紹介させていただいている。当時コロナ禍の状況もあったため、

最初に用地を買う計画についてお知らせを出し、購入計画における皆様のご意見を伺うとともに、話をいただいている人以外に避難施設として市へ用地を売却希望される方がいるかを確認させていただいた。また、この件については、西浜町内会の役員も含めご相談をし、その中で話をいただいている方のみしかいなかったため、その方に対して、市及び西浜町内会で、当該地を計画として進めていきたいという旨を相談し了承を得、議会にも報告をしたうえで、市が購入をした。

購入をした後に、片瀬地区住民へお知らせで購入した旨をお伝えし、さらに下藤が谷ポンプ場と、当該地の計画があるが、市としては当該地の計画を先行し、皆様の安全を図るために、当時の国税調査の結果にあった760人全員が避難できる施設を造るということで話をさせていただいている。その後もこの計画で進めるにあたり、改めてお知らせで皆様にご意見を伺い、数十件のご意見をいただいたため、これを含めて第1回、第2回の説明会の中で、紹介をさせていただいている。この質問と第1回、第2回の中での質問について、西浜町内会から10項目の意見として藤沢市に要望書をいただき、この要望書の意見についての市の考え方を第3回の中で説明し、さらに神奈川県で基準水位について説明もいただいている。なお、基準水位については、令和3年度の警戒区域の指定の際にも説明会を片瀬地区、鵜沼地区、辻堂地区で行っている。第4回では要望書における市の結論をご報告させていただき、各説明会の内容については、お知らせ（回覧も含む）ビラや市のホームページに掲載し周知している。

また、何も説明会での質問に対して何も答えていないとのことだったが、今も答えているように一つ一つの質問に対して答えている。

第5回、第6回では、基準水位について意見が合わないこともあったということから、県に来ていただき「難しい数字」との意見はあったが、こういう式で計算していることをお示しているところである。この考え方は全国共通で同じ考え方で算出し公表しているものである。

(市民 B)

今まで早く造ってくれっていうご意見はなかったのか。

(藤沢市防災政策課)

早く造ってくれ、早期に造ってくれということは、皆さん共通した意見である。

高さの考え方の中でなかなかマッチングはしない状況があるが、市の考え方に関して理解をしていただき、そういった発言もいただいている。

また、近隣の小・中学校や隣接する町内会、片瀬地区自主防災協議会や片瀬・

江の島まちづくり協議会、片瀬地区自治町内会連絡協議会にも話をし賛同していただいている。

(市民 C)

違う視点から2点質問したい。

500m以内に、湘南白百合小学校・幼稚舎が10mと11.4mでの高さであるのに対し、今回の施設が7.05mについて、納得できる説明を受けていない。

反対している人の署名が10月の段階で284名集まったが、この見解は。

(藤沢市防災政策課)

湘南白百合学園の件については、何度も質問され説明もしているところではあるが、事業者の記者発表の資料にもあるように、湘南白百合幼稚舎11.4mは屋上階での高さで、津波避難施設としては3階8mで800人、屋上階11.4m600人で指定されている。西浜町内会で発行されている津波避難マニュアルにも掲載されており、皆様も承知されていると思う。

また、この場所の浸水深は一番高いところで4.9mとなっており、3階部分までの余裕高は3.1mになる。計画している避難施設の方が余裕高3.65mで計画していることから、若干ではあるが、余裕がある計画をしていることになる。小学校については、3階部分が避難所となり、この高さは7.5mになる。このことから計画とずれているものではないと認識している。

2点目の署名については、11月28日の市長陳情に添付されていたため拝見しているが、文書において、湘南白百合幼稚舎11.4mで、計画している施設が7.05mのため公平性に適していないとの理由で回覧し署名しているため、誤解があるものと捉えており、市としては、皆さんがなるべく高いものを望んでいるということを確認し、津波の最大の高さが3.4mで更に余裕高として3.65m高さを上げ、安全安心を図っていることを理解していただけるよう進めていく。

(市民 D)

11月21日の公聴会で日影規制について、建物と工作物についてA・B案で意見を聞くことになっていたと思うが。

(藤沢市防災政策課)

建築基準法第48条に伴う公聴会であったので、詳しい説明は控えていたが、先ほどもこれまでの経過を説明させていただいたとおり、西浜町内会から

トイレを造りたい、倉庫を造りたい、中間層にも避難できるようにしてもらいたいなどの要望をいただき、これを受けて建物として計画し、地元にも説明して進めている。また、工作物とさせていただいたとしても高さについては、3. 2 mの浸水深を基準に国土交通省港湾局の避難施設ガイドラインを参照し、余裕高を2～4 mを加えるため、最大でも7. 2 mとなることから、これまでの経過も含め建築物として計画しているところである。

(市民 E)

これまでの話を聞き、妥協せざるを得ない。今の計画を認める代わりに、日影規制にかからない範囲で構わないので、屋根を造りソーラーパネルを置き電源の確保と屋上に上がる階段を造れないか。かなりの譲歩している。

(藤沢市公共建築課)

第1・2回の説明会で、屋根の意見やソーラーパネルの意見があった。

屋上階に屋根を付けると3階扱いになる。日影規制の対象になる建物については、今回の用途地域だと2パターンあり、1つは、今論点になっている軒高の高さというものが7 m超えるか超えないかというもの、もう1つは3階以上の建物が規制対象になる。このことから屋根をかけた時点で日影規制の対象となる。規制にかからない程度で屋根をかけることは可能だが、この施設の効果としては少ないものと考えられる。また、3階の鉄骨造となると鉄骨がむき出しではできなくなり、耐火被覆が必要になり計画を一から見直す必要が生じるとともにスケジュールも崩れることになる。これらのことを検討すると現計画が望ましいと考える。

(市民 F)

西浜町内会役員では、基準水位の考え方がバラバラでした。先ほど市で説明した基準水位で間違いないか。

(藤沢市防災政策課)

先ほどの説明とおりである。

(市民 G)

流される可能性があっても730人全員が収容される面積を確保する方を市は選択されるという考えでよいか。あと防犯カメラや照明など備蓄品が盗まれない対策はしているのか。

(藤沢市防災政策課)

何千年という範囲の中で最大に起きる地震を対象に、一番高い津波の高さ3.4m(地盤からの高さ)を基本にして、さらに余裕高を730人確保できる最大の高さまで上げ安全・安心を図り計画している。

また直近で起こりうるであろう南海トラフ等に関しても、十分な安全が図れるものである。

(藤沢市公共建築課)

防犯カメラについても設置する計画で進めている。

3 その他

なし

閉会